

1 川崎市地域防災計画について

川崎市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき川崎市防災会議が作成する防災に関する計画で川崎市の防災対策の骨格（基本計画）となるものです。

川崎市地域防災計画は、防災行政を進める上での指針、住民等の防災活動に際しての指針、市や指定公共機関等が防災計画を策定し事業を行うにあたっての指針であり、次の4編で構成されています。

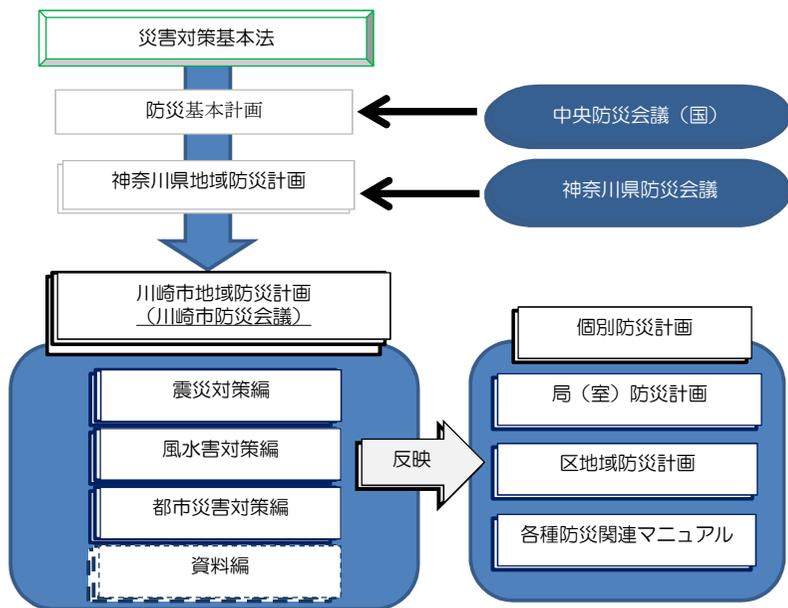
- 震災対策編
- 風水害対策編
- 都市災害対策編
- 資料編

参考 これまでの修正
 ○令和2年6月 風水害対策編修正
 令和元年東日本台風における災害対応の検証を踏まえた修正等
 ○令和2年3月 震災対策編・風水害対策編修正
 救助実施市の指定に伴う修正や避難勧告等に関するガイドラインの改定に伴う修正等
 ○平成31年3月 風水害対策編修正
 水防法の改正や避難勧告ガイドライン（避難準備情報等の名称変更）の改定に伴う修正等



川崎市防災会議

2 地域防災計画の体系



上記以外に、関係法令や国等において策定した各種防災計画等の内容も反映しています。また、川崎市地域防災計画の内容は、各局で作成する防災計画や各区地域防災計画等に反映されます。

3 主な修正事項

1 災害対策基本法等の改正に関する修正（令和3年5月施行）

① 避難に関する情報の修正【第2部、第3部、第4部】

これまで、警戒レベル4において避難勧告と避難指示（緊急）の2種類の情報が発信されていましたが、二つの違いが十分に理解されておらず、逃げ遅れる方が多く発生したことから、従来の避難勧告の段階から避難指示を実施することで避難のタイミングを明確にするため、避難を促す情報を見直しました。

警戒レベル	行動を促す情報	
	修正後	【参考】旧区分
5	緊急安全確保	災害発生情報
4	避難指示	避難指示（緊急）
		避難勧告
3	高齢者等避難	避難準備・高齢者等避難開始

② 個別避難計画の作成【第2部 第8章】（新規）

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の災害時要援護者（災害対策基本法に定める避難行動要支援者と同義）等について、個別避難計画の策定が市町村の努力義務とされたことから、災害時要援護者等のうち、優先度の高い者から、順次、個別避難計画を作成することなどを追加しました。

③ 災害救助法の適用基準の追加【第4部 第18章 第2節】（新規）

災害救助法の適用基準について、「災害が発生するおそれがある場合において、内閣府に災害対策本部が設置され、その所管区域の告示に本市が含まれるとき」を追加しました。

2 避難所等における感染症対策【第2部 第9章 第2節、第4部 第2章 第6節】

新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、感染症対策を踏まえた物資の備蓄や避難所等における感染拡大防止のための対応等について追加しました。

3 流域治水プロジェクトとの関係【第1部 第1章 第2節】

浸水対策や治水事業等をこれまで以上に充実・強化することに加え、あらゆる関係者の協働により流域全体で取り組む流域治水プロジェクトとの連携について追加しました。

4 災害福祉調整本部の設置【第4部 第4章 第6節】（新規）

災害時における災害時要援護者等への対応や、市内の入所系施設を中心とした高齢者、障害者に係る社会福祉施設の情報の集約など、福祉分野における災害対応を迅速に行うため、健康福祉部内に災害福祉調整本部を設置することなどを追加しました。

5 男女共同参画への視点への配慮【第1部 第1章 第8節】（新規）

防災基本計画及び内閣府のガイドライン等を踏まえ、男女共同参画センターの役割を位置付けました。